

○千葉県立船橋高等学校オーケストラ部ＯＢＯＧ会会則の施行に関する細則

千葉県立船橋高等学校オーケストラ部ＯＢＯＧ会役員会は千葉県立船橋高等学校オーケストラ部ＯＢＯＧ会会則（令和８年４月１日）第３１条第１項の規定に基づき、この細則を制定する。

第１条（会費の金額） 千葉県立船橋高等学校オーケストラ部ＯＢＯＧ会会則第２９条の細則で定める会員及び特別会員の会費の金額は、１名につき１年あたり３,０００円とする。

附則 この細則は令和８年５月１日より施行する。